

宋史刑法志索引

佐伯富編

臺灣學生書局印行

宋史刑法志索引

佐伯富編

臺灣 學生書局 印行



宋史刑法志索引 (全一冊)

編者：佐 伯 富

出版者：臺 灣 學 生 書 局

本書局登：行政院新聞局版臺業字第一一〇〇號
記證字號

發行人：馮 愛 羣

發行所：臺 灣 學 生 書 局

臺北市羅斯福路三段二九八號
郵政劃撥帳號二四六六號
電話：3211097, 3413467, 3214156

定價 精裝新臺幣九〇元

中華民國六十六年九月初版

6251

版權所有 • 翻印必究

序

私は1950年(昭和25年)から1974年(昭和49年)まで、廿五年間に亘つて、京都大學で李燾の續資治通鑑長編を大學院の演習として講讀した。講讀を開始した當初、最も困難を感じたことは、諸制度やそれに關する用語の意味の不明なことであつた。

宋代以後になると、獨裁政治の發展、それに伴う經濟の發展や社會の複雑化から、官制・制度・法律などは益々複雑になり、それに従つて特殊な用語が多數現われて來た。ところが、それらの制度や用語については在來の辭典・字書には説明がないものが多い。勢ひそれらを解明しようとすれば、それらの制度や用語例を多數蒐集して歸納的に解明するより外に方法がない。

私が宋史の職官志・選舉志・兵志・河渠志の索引を作成したのはこれがためである。索引を作成してみると、不明な點が案外容易に解明される所が多かつた。刑法志の索引も如上の必要から編纂したものである。最初は私個人の必要から匆卒に作成したものであり、それで充分用を足すことが出來た。

ところで昨年から今年にかけて台灣大學に出講中、台灣大學教授鄭欽仁氏を通じて台北の學生書局から出版の懇願を受けた。これまでに宋史職官志索引は既に印刷されており、まだ四部の索引の未刊のものがあるので、その懇願に従うことにした。

歸國するや、取り敢えず、最も分量の少ない刑法志の索引を上梓することにした。二十年近くも前に作成したものであり、誤謬もあり、また不備の項目もかなりあつたので、急遽これを補訂して成つたものが本索引である。

本索引の上梓に際しては鄭教授を煩わすことが甚だ多かつた。特記して謝意を表したい。

1976年12月10日

佐 伯 富

序

余自一九五〇年（昭和二十五年）至一九七四年（昭和四十九年）之廿五年間，在京都大學講讀李燾之『續資治通鑑長編』，以充大學生之演習。講讀開始時最感困難者，莫過於諸制度或其有關用語意義之不明。

宋代以後獨裁政治發達，隨即而來之經濟發展與社會複雜化，官制、制度、法律等益形複雜，因此有許多特殊用語之出現。然此等制度或用語，現有之辭典、字典大多未曾說明；若想加以瞭解，除將此等制度或用語諸例多蒐集歸納解釋清楚之外，別無他途。

余之所以作成宋史職官志、選舉志、河渠志索引，即因於此。索引作成後，原來不明之處豁然得解。刑法志索引亦如上述之需要而編纂。首先乃爲余個人所需倉猝作成者，是以充分夠用。

自去歲至今年，余赴台灣大學講學，通過台灣大學教授鄭欽仁氏，承蒙台北之學生書局慇懃出版。昔時宋史職官志索引既已付梓而尚有四部索引未刊，故從其請。

歸國之後，匆匆以分量最少之刑法志索引付梓。然此是將近二十年前之舊作，或有謬誤與項目不備之處，經急遽加以補訂而成者即爲本索引。

本索引上梓之際勞鄭教授甚多，特誌以表謝意。

一九七六年十二月十日

佐 伯 富

凡例

- 1 本索引は『宋史刑法志』（巻 199 ～ 201 ）中に含まれる官職名・人名・地名・刑法・經濟・制度に關する語彙，その他あらゆる名辭を摘録し，これを發音式五十音順に排列したものである。但し，檢出に便利のように，同一文字は同一箇所に集めた。また同音のものは劃數の少ないものから多いものへ，同音同劃のものは康熙字典の文字の排列の順序に従つた。また卷末には筆劃索引を附して利用者の便を計つた。筆劃は原則として略字を避けることにした。
- 2 本索引において語彙のほか，句を數箇の語に分析せず，そのまま掲載したのは，利用者の理解の便を配慮したためである。例えば「京城持杖竊盜」の如きこれである。
- 3 年代表は『宋史刑法志』中に見える年號・年代を年代順に排列したもので，刑法に關する記述を年代から逆に探索涉獵する際に參考になるものと思う。
- 4 括弧〔 〕内の文字は語句の意味を明確にするため，編者が意をもつて補つたものである。また括弧（ ）内の文字は，項目の意味する所を限定するため編者が加えたものである。例えば，給米（干證人）とあるのは，干證人に對する給米の意味である。
- 5 本索引は圖書集成本を底本として葉數、表裏（ a ， b ）、行數を示した。他の刊本の葉數との割合を示す對照表を示せば，次の通りである。

圖書集成本	10	百衲本	26
南監本	25	北監本	25
竹簡齋本	6.5	五省局本	17
- 6 圖書集成本は百衲本と校合し，訂正したものについて語句名辭を摘録した。もつとも百衲本の誤りと思われるものは原本によつた。また原本中，明らかに誤りと思われるものは訂正して摘録した。

凡例

- 1 本索引是摘錄『宋史職官志』（卷 199 ~ 201）中所有之職官名、人名、地名、以及關於刑法、經濟、制度之語彙，和其他盡有之名辭，根據日文發音式之五十音順序排列而成者。但爲檢查之方便，同一文字集於同一地方。又同音者由劃數少至劃數多、同音同劃者是從康熙字典文字排列之順序。又於卷末附筆劃索引以爲利用者之便。筆劃在原則上避免使用簡體字。
- 2 本索引除了語彙之外，不將句子斷裂成數段而仍將整句刊出者，是考慮利用者瞭解之便。例如「京城持杖竊盜」即是。
- 3 年表是以『宋史刑法志』中所見之年號、年代依據年代順序排列而成者；因此關於刑法之記述想反過來按年代先後加以探索涉獵時，仍可充作參考。
- 4 括弧〔 〕內之文字爲使語句之意義明確，編者以意補之。又括弧（ ）內之文字爲使項目之意義有界定，由編者加之。例如給米（干證人），是對干證人給米之意。
- 5 本索引所記之葉數，表裏（a，b）·行數，是以圖書集成本爲底本。以其他刊本之葉數比較，其對照表如下：

圖書集成本	10	百衲本	26
南監本	25	北監本	25
竹簡齋本	6.5	五省局本	17
- 6 圖書集成本與百衲本合校，摘錄其訂正之語句名辭。然百衲本有誤者，從原本。又原本之中，明白看出其錯誤者，訂正後摘錄之。

年代表

		六年	199,5b6
		八年	199,4a6,200,1a10
唐代		太宗	
貞觀四年	199,7a5	太平興國五年	201,5b6
開元二十五年	199,7a5	六年	199,4a9
唐 末	201,2b7		200,1a12
五代		太平興中	200,1b2
			199,1b3
乾祐以來	199,3b10	雍熙元年	199,4b4
周 初	199,3b11	二年	199,5a3
周顯德中	200,1a8	二年八月	199,5a4
宋代		二年十月	199,5a4
		三年	199,5a13
		端拱初	201,1a6
		二年	201,5b7
宋 興	199,3b1	端拱以來	199,5b13
國 初	201,8a9	端拱間	200,1b8
太祖		淳化初	199,5b7
		三年	199,5b12
		四年	201,9b5
建隆初	199,1b2	淳化中	199,1b4
三年	199,3b7	至道二年	199,6a2
乾 德	200,1a6	眞宗	
四年	201,9b1		
開寶二年五月	199,4a3	咸 平	199,1b7
三年	200,1a7		199,1b8
五年	201,5b2	元年	199,6a5

咸平間	200,1b10		201,6a5
咸平中	199,1b4	景祐二年	199,7b8
景德三年	199,6a6	景祐中	201,6a10
四年	199,6a8		201,11a5
大中祥符六年	201,5b10	慶曆	199,1b12
大中祥符間	199,1b5		199,2b2
天禧四年	199,6b10	三年	201,6a10
乾興	201,5b12	四年	199,2a3
乾興以前	201,5b11	五年	199,8a1
		六年	201,6a11
仁宗		慶曆中	201,7a10
仁祖之初	201,7a3	皇祐中	201,6a12
仁宗時	199,6b12	至和初	201,9b12
	200,3a7	嘉祐	199,2b2
天聖初	200,2a4		199,2b9
	201,5b13	嘉祐初	199,2a2
	201,6a7	二年	199,2a4
三年	199,7a6	五年	199,8a2
四年	199,7a10	七年	199,2a4
五年	200,2a5	嘉祐中	200,3a4
	201,10a7		
六年	199,7a13	神宗	
七年	199,1b8	熙寧	201,3b5
	201,10a9	熙寧初	199,2a7
八年	199,7b2	去年七月（熙寧元年）	201,1b8
明道二年	199,7b5	熙寧元年八月	201,1a11

〔熙寧〕二年	200,3a3		201,3b5
	200,6b1	元豐時	199,8b6
	200,6b2	元豐中	199,2a8
明年二月庚子（二年）	201,1b5		201,7a6
是月（二年二月）	201,1b6		
三年	201,2a3		
三年	201,2a3		
四年	199,8a12	哲宗初	199,8a12
	200,3a4	元祐	200,7a5
六年	199,9a8		200,7b4
	201,6b6	元祐初	199,2a13
七年	199,9a9		201,8b4
七年三月	201,10b12	元祐元年	201,4a2
八年	200,6b6		201,11a1
	201,3a4	二年	199,9a12
	201,10b13	三年	201,8b6
九年	200,3a5	五年	199,9b3
熙寧以前	200,7a1	六年	199,9b7
元豐	199,2b3		201,6b10
	201,8b11	八年	201,8b8
元豐元年	200,3a7	元祐中	200,7a5
	201,8a10	紹聖	199,8a12
二年	199,9a10	紹聖二年	201,8b10
三年	201,3a6	三年	201,7a2
五年	201,8a13		201,8b11
六年	201,8b1	紹聖間	200,7a3
八年	201,3a13	紹聖以來	200,3a11

紹聖後	199,8b8	南 宋	
元符元年	200,7b4		
三年	199,8b8		
	201,9a2	中興之初	200,4a2
	1	南渡	200,4b7
徽宗			201,11a3
崇寧元年	199,2b4	南渡後	201,7a10
二年	201,7a9	南渡之後	201,11a3
五年	200,3a13	南渡以來	200,4b7
	201,4a10	高 宗	
崇寧中	201,7a8		
明年（大觀元年）	200,3b2		
大觀元年	201,7a10	〔建炎〕三年四月	199,2b8
四年	201,7a10		200,8a13
政和初	200,8a3	三年七月	200,8b1
〔政和元年〕七月	200,8a4	建炎以前	199,2b8
元年 九月	200,8a5	建紹間	200,3b10
三年	201,9a3	紹興初	201,4b2
政和間	199,9b10	紹興元年	199,2b9
宣和六年	201,4a13		200,8b4
靖康	200,3b5	〔元年〕十一月	199,2b11
靖康初	199,2b6		200,8b4
	200,7b11	三年	201,4b4
〔靖康元年〕三月	200,8a3	四年	200,4a12
二年	200,8a12	五年	200,4a12
靖康末	200,8a12		201,4b7
		六年	199,3a2

【紹興六年】	200,4a13	七年	200,5a8
	201,9a6	八年	200,5a8
八年	199,3a3	乾道時	199,3a1
九年	200,4b2	乾道中	201,9a10
十年	199,2b12	淳熙	201,7a11
十一年	200,8b5	淳熙初	199,3a4
十二年	200,4b3		200,5a10
	201,9a6	三年	201,9a12
十三年	200,4b4	四年七月	199,3a7
十六年六月	200,8b8	五年	200,5b5
二十一年	200,4b5	十一年	201,7a11
二十六年	200,4b8	十四年	200,5a13
	201,4b8		201,7a12
二十七年	200,4b8	淳熙末	199,3a7
	201,9a7		
二十九年	201,9a8	光宗	
三十一年	201,9a10		
紹興以來	199,3a1	光宗之世	199,3a8
		紹熙	201,11a4
孝宗		寧宗	
乾道	201,4b13		
乾道二年	200,5a2	寧宗時	200,5b6
三年	200,5a4	慶元四年	199,3a8
四年	201,9a12	嘉泰初	200,5b6
六年	200,5a6	嘉泰四年	201,7b6
	201,5a3	嘉定	200,4a3

嘉定四年

200,5b7

理宗

理宗之時

201,5a4

寶慶初

199,3a9

淳祐二年四月

199,3a11

十一年

199,3a12

景定元年

201,5a11

ア

阿蒲 201,1a9

アク

惡逆 201,3a8

惡逆斬刑 201,3a7

201,3a9

アン

安惇 200,7a6

200,7a13

200,7b4

200,7b9

安崇緒 201,1a6

安置 200,7b11

200,8a10

安撫 201,4a7

按劾 199,5b8

安鞠 199,6a1

按決 199,5a9

按讞 199,5b8

按察官 201,5b12

201,10b5

按察之官 199,9a9

201,10b7

按覆 199,3b7

199,4b13

按問 199,8a11

200,1b4

201,3b1

201,3b5

按問減等 201,3b6

按問自首 201,3a7

201,3a8

按問自首法 201,3b4

按問欲舉 201,1a12

201,1a13

201,3b3

按問欲舉自首 201,3b4

按問欲舉首減之科 201,3b7

按問欲舉條 201,1b1

201,3b5

案成 201,9a9

案籍 201,8b1

案草 201,8b3

案牘 199,5b2

199,5b5

199,5b6

199,5b11

イ

已殺	201,1b10
已殺傷	201,1b11
已殺人強姦	201,3b6
已然	199,2a9
以絹計贓	200,4a10
	200,5a6
以絹計贓定罪	200,5b7
以重併輕	201,3a1
以錢定罪	200,4a12
衣物	201,7b13
威力	199,7b12
尉	199,8b3
	200,2b3
	200,4a5
尉些	200,6a9
尉奉	201,6a8
移鄉之法	201,2a8
移情就法	199,7a7
移送	201,9a8
移替	200,5a12
移配	201,6b11
	201,6b12
	201,6b13
	201,7a1

	201,7a2
移文	199,4b13
移放條限	201,7b1
異姓	200,8a11
違御筆	199,9b12
	200,3b3
違制	199,5a2,
	200,2b10
	201,4a12
	201,8a4
違制之罪	201,10b6
違慢	201,8b5
違律爲婚	201,1a13
違令回報不圖	200,4a8
醫官	200,6b8
醫工	200,1b6
醫藥	199,4a4

イク

醫獄	201,4b3
----	---------

イチ

一切	199,7b3
一司一路一州一縣敕	199,3a13
一司敕	199,1b13

一州一縣敕 199,1b13

一路敕 199,1b13

イン

引對 199,6a11

引服 200,2b3

引例破法 199,2b4

印記 201,2b9

印署 199,5b6

因依 201,4a5

201,4b4

因毆致死 199,9b8

因罪人以致罪之律 201,8a9

陰陽 199,6b5

199,6b9

飲食 199,4a4

199,6b6

飲食不充 200,6a10

隱落 199,4b1

199,4b2

蔭 201,5a12

201,9b2

蔭子 201,9a7

ウ

于大成 199,7b4

雨 201,10a9

ウン

鄆〔州〕 199,8b6

運司 199,4b1

エイ

永不放還 201,7a1

英宗 200,2b13

英德府 200,5b4

200,5b5

睿斷 201,7a5

エキ

役 200,2b5

201,5b2

201,5b3

201,5b7

201,6b2

役作 201,2a9

201,7a9

役人 201,8a6

役法 199,2b9

エキ (役)・益・驛・関・充・冤・淹

役滿放還之格 201,7b3

益路 201,6a13

驛科 199,2a3

驛令 199,2a3

エツ

関實 199,6b13

エン

冤〔州〕 199,8b6

冤 199,6a9

201,9a6

201,9a12

冤滯 199,5a4

冤抑 201,9a4

冤濫 200,7b4

冤濫之獄 201,4a6

淹延 200,5a8

200,5a12

淹係 200,4b1

淹繫 199,7a4

淹滯 199,6b10

199,6b13

199,7b9

淹留 199,7a8

園・厭・遠・緣・園・燕・闌・鹽・王 オー

園戸 200,1a13

園第 200,8a3

厭魅 199,6b11

遠惡 201,6b12

遠惡州 200,3a6

遠惡地 199,8a13

199,8b2

遠州牢城 201,6a6

遠小監當差遣 200,3b10

緣邊 201,5b5

園丘 201,11a5

園土 201,7a7

201,7a8

201,7a9

燕山之役 200,8a5

燕肅 199,7a4

燕遊 199,7b6

闌宦 200,8a13

鹽 201,5b6

201,5b10

201,9b7

鹽亭 201,5b7

オー

王安石 199,9a6

200,6b13